

変わった

変わる

●問い合わせ●
☎334-1116市民税課

税制度



税源移譲

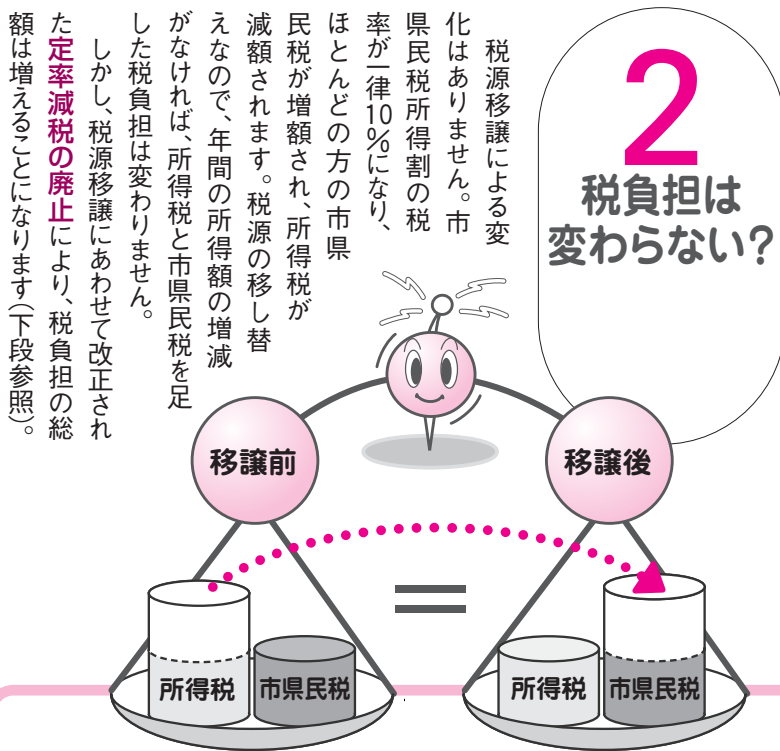
この1月から所得税の税額が減っていることに、お気づきでしょうか。これは、国が進める「三位一体改革」の一つ、税源移譲の影響によるものです。
税源移譲では、所得税から市県民税に3兆円規模の税源の移し替えが行われました。今回の特別号では、昨年から2回にわたってお知らせしている税源移譲のおさらいと、定率減税の廃止や住宅ローン控除、併せて知っておきたい市県民税の基本などを特集します。



発行:市川市
編集:企画部広報担当
〒272-8501 市川市八幡1-1-1
☎047-334-1111
☎047-336-2300
ホームページ
<http://www.city.ichikawa.chiba.jp/>
市への問い合わせ <http://www.city.ichikawa.chiba.jp/needs/>

税源移譲
特別号

税源移譲のおさらい



市県民税と所得税、それぞれの税率は、税額の変化が出ないように改正されていますが、人的控除(基礎控除額や配偶者控除額など)によって差が生じ、税負担が増えてしまいます。そこで、市県民税で減額調整し、税負担が変わらないようにします。

■個人市県民税・所得税の税率

	平成18年度		平成19年度	
	課税所得	税率	課税所得	税率
市県民税	200万円以下	5%(3%)	一 律	10%(6%)
	200万円超~700万円	10%(8%)		
	700万円超	13%(10%)		
所得税	330万円以下	10%	195万円以下	5%
			195万円超~330万円	10%
	330万円超~900万円	20%	330万円超~695万円	20%
			695万円超~900万円	23%
	900万円超~1,800万円	30%	900万円超~1,800万円	33%
	1,800万円超	37%	1,800万円超	40%

※()内は市民税率。市県民税は19年度6月、所得税は19年分(1月)から適用。

1
どうして
税源移譲?

福祉や教育、清掃、消防などの行政サービスを行う費用(予算)は、市税などの自主財源と国や県からの補助金などの依存財源から成り立っています。今回の税源移譲では、使い道が制約されている国からの補助金などを減らす代わりに、住民ニーズに合った行政サービスをを行うための財源を確保することを目的としています。

3
税額が変わるのはいつ?



■税源移譲によって税額が変わる時期

	所得税	市県民税
給与所得	平成19年1月 (1月から毎月源泉徴収)	平成19年6月 (6月から毎月特別徴収)
年金受給	平成19年2月 (2カ月ごとに源泉徴収)	平成19年6月 (6・8・10月、平成20年1月に納付)
事業所得	平成20年2~3月 (確定申告) ※予定納税の場合は 平成19年7月・11月	平成19年6月 (6・8・10月、平成20年1月に納付)
退職所得	平成19年1月1日以降	平成19年1月1日以降

定率減税の廃止

定率減税は、平成11年度に導入され、今年度に廃止となりました。そのため、今まで減税されていた分が課税されることにより、税負担が増えることになります。

個人市県民税所得割
税額の7.5%相当額を
控除(2万円を限度)

所得税
税額の10%を控除
(12.5万円を限度)

定率減税額

負担軽減額

定率減税
適用税額

平成18年度分

定率減税
廃止後税額

平成19年度以降

■定率減税の廃止による税負担の変化

変わった
変わる

税制度 税源移譲

収入や家族構成による変化の モデルケース

税額にどのような変化があるのか、4つ
のモデルケースから確認してください。

年金収入の場合

単身者



税源移譲による税の負担増はありませんが、19年度は定率減税の廃止により、税の負担が増えることになります。20年度は、年金収入200万円では老年者非課税の経過措置がなくなるため税の負担増となります。

年金収入
200万円

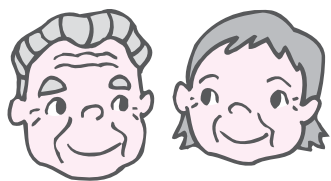
年金収入
250万円

年金収入
300万円

18年度	19年度	20年度
市県民税 7,000 円 所得税 29,600 円 計 36,600 円	市県民税 24,900 円 所得税 15,500 円 計 40,400 円	市県民税 37,500 円 所得税 15,500 円 計 53,000 円
市県民税 42,500 円 所得税 70,700 円 計 113,200 円	市県民税 81,700 円 所得税 37,600 円 計 119,300 円	市県民税 81,700 円 所得税 37,600 円 計 119,300 円
市県民税 63,200 円 所得税 110,800 円 計 174,000 円	市県民税 128,800 円 所得税 61,200 円 計 190,000 円	市県民税 128,800 円 所得税 61,200 円 計 190,000 円

18年度に合計所得金額が125万円以下の方の老年者非課税措置が廃止になりましたが、昭和15年1月2日以前に生まれた方には、経過措置が設けられています。(18年度は3分の1課税、19年度は3分の2課税、20年度は全額課税になります。)
※社会保険料を控除して計算しています。

夫婦 (妻の所得なし)



税源移譲による税の負担増はありません。年金収入が200万円以下では、税金の負担はありません。250万、300万円では、19年度は定率減税の廃止により、税負担の合計額は増えることになります。

年金収入
200万円

年金収入
250万円

年金収入
300万円

18年度	19年度	20年度
市県民税 0円 所得税 0円 計 0円	市県民税 0円 所得税 0円 計 0円	市県民税 0円 所得税 0円 計 0円
市県民税 26,400 円 所得税 34,900 円 計 61,300 円	市県民税 44,500 円 所得税 17,700 円 計 62,200 円	市県民税 44,500 円 所得税 17,700 円 計 62,200 円
市県民税 47,100 円 所得税 75,000 円 計 122,100 円	市県民税 90,000 円 所得税 40,500 円 計 130,500 円	市県民税 90,000 円 所得税 40,500 円 計 130,500 円

※社会保険料を控除して計算しています。

給与収入の場合

単身者



税源移譲による税の負担増はありませんが、19年度は定率減税の廃止により、税の負担は増えることになります。

給与収入
300万円

給与収入
500万円

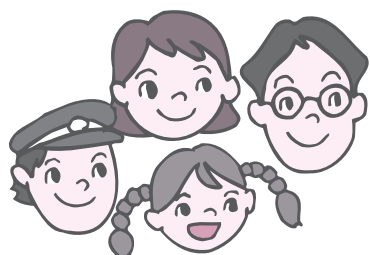
給与収入
700万円

18年度	19年度	20年度
市県民税 63,600 円 所得税 111,600 円 計 175,200 円	市県民税 130,500 円 所得税 62,000 円 計 192,500 円	市県民税 130,500 円 所得税 62,000 円 計 192,500 円
市県民税 154,700 円 所得税 232,200 円 計 386,900 円	市県民税 264,500 円 所得税 160,500 円 計 425,000 円	市県民税 264,500 円 所得税 160,500 円 計 425,000 円
市県民税 287,900 円 所得税 426,600 円 計 714,500 円	市県民税 408,500 円 所得税 376,500 円 計 785,000 円	市県民税 408,500 円 所得税 376,500 円 計 785,000 円

※ 一定の社会保険料を控除して計算しています。

家族

妻の所得なし、子ども2人(高校生と中学生)



税源移譲による税の負担増はありませんが、19年度は定率減税の廃止により、税負担の合計額は増えることになります。

給与収入
300万円

給与収入
500万円

給与収入
700万円

18年度	19年度	20年度
市県民税 12,300 円 所得税 0円 計 12,300 円	市県民税 13,000 円 所得税 0円 計 13,000 円	市県民税 13,000 円 所得税 0円 計 13,000 円
市県民税 74,300 円 所得税 107,100 円 計 181,400 円	市県民税 139,500 円 所得税 59,500 円 計 199,000 円	市県民税 139,500 円 所得税 59,500 円 計 199,000 円
市県民税 185,300 円 所得税 236,700 円 計 422,000 円	市県民税 297,500 円 所得税 165,500 円 計 463,000 円	市県民税 297,500 円 所得税 165,500 円 計 463,000 円

※ 一定の社会保険料を控除して計算しています。

【その他の税改正ポイント】

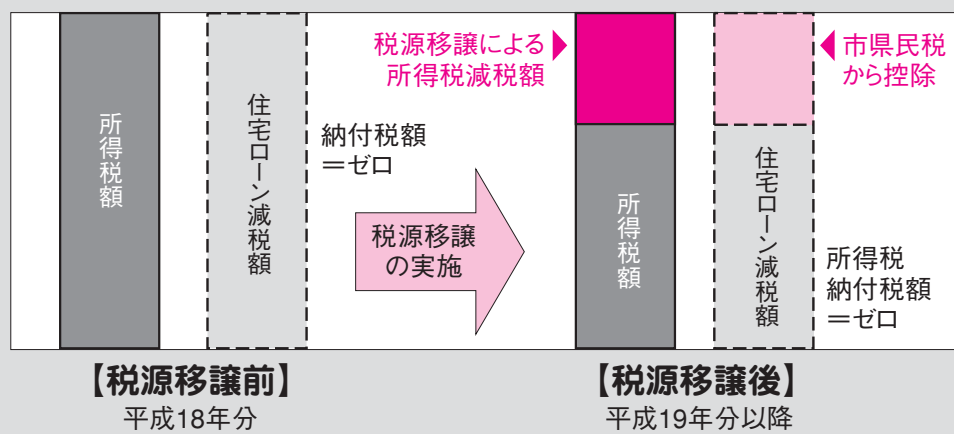
■住宅ローン控除(平成20年度から適用)

住宅ローン控除は、所得税のみ適用される制度で、住宅の取得で借入金がある場合、その残高に対して所得税控除が受けられました。しかし、税源移譲によって所得税額が下がると、控除額が所得税額より大きくなってしまい、控除しきれなくなるなどの影響が生じます。そこで、税源移譲による影響額を翌年度の個人市県民税から控除する制度が設けられ

ました。

対象となるのは、平成11年から18年までの住宅ローン控除対象者で、引き続き住宅に住んでいることが条件です。ただし、この控除は自動的に受けられません。減額申請書を提出するなどの自己申告が必要となりますので、詳しくは決定次第、広報いちかわ及び市のホームページでお知らせします。

■税源移譲後の所得税額より住宅ローン減税額が上回る場合



■退職所得の分離課税に係る税率について(平成19年1月1日から適用)

退職所得の分離課税にかかる所得割の税率が、市民税6%、県民税4%に統一されました。

■地震保険料控除の創設(平成20年度から適用)

既存の損害保険料控除は平成18年末で廃止となり、新たに平成19年分の所得税から適用される地震保険料控除が創設され、支払った地震保険料の2分の1(最大2万5000円まで)の控除が受けられます。ただし、

平成18年末までに契約した長期損害保険については、平成19年以降も保険料の額が変わらないなど一定の条件に該当していれば経過措置として控除が受けられます。

平成18年【損害保険料控除】	平成19年【地震保険料控除】 (平成20年度分から適用)
支払った損害保険料の額に応じた一定の金額を所得控除	支払った地震保険料の2分の1の額を所得控除
【控除限度額】 長期損害保険:1万円(所得税:1万5,000円) 短期損害保険:2,000円(所得税:3,000円) ただし最大:1万円(所得税:1万5,000円)	【控除限度額】 2万5,000円(所得税:5万円)
※「長期損害保険」は保険期間が10年以上で満期返戻金の支払いがあるもので、「短期損害保険」はそれ以外のもの。	※短期損害保険は廃止になります。 長期損害保険と地震保険がある場合、合わせて2万5000円が限度となります。 ●経過措置として、平成18年末までに締結した長期損害保険に係る保険料については従前どおり、損害保険料控除を適用できます。

■65歳以上非課税廃止への緩和措置(平成18年度から適用)

これまで前年の合計所得が125万円以下で65歳以上の方に適用されていた非課税措置が廃止となりました。ただし、昭和15年1月2日以前に生まれた65歳以上の方(平成17年1月1日現在で65歳に達していた方)

については、平成18年度から経過措置られます。平成19年度は市県民税額の1が控除され、平成20年度以降は全額負担となります。

年 度	市県民税所得割	市県民税均等割
平成18年度	税額の3分の1を課税	1,300円
平成19年度	税額の3分の2を課税	2,600円
平成20年度	全額課税(経過措置終了)	4,000円

平成19年度税額(納税)通知書発送日

特別徴収(給与天引きの方) = 5月10日(木)
普通徴収(個人で納める方) = 6月 8日(金)

19年度市県民税課税証明書は、それぞれの発送日以降に取ることができます。

また、税証明交付サービス付きの住民基本台帳カードをお持ちの方は、自動交付機で税証明を取ると手数料が50円引きとなります。なお、税証明交付サービスを新たに申請される方は、住民基本台帳カード申請窓口での手続きが必要です。

納税課(☎334-1123)では、さまざまな事情から**市税の納付が難しい方**の相談に応じています。早めにご連絡ください。

税の納付

市県民税や固定資産税などの市税は、それぞれに納期限が決められています。納付書に納期限を記載していますので、忘れずに納めてください。また、広報いちかわ3週号の2面でも、その月に納期限となる市税をお知らせしています。

■税金の納期限

市県民税(普通徴収)
6月(1期)、8月(2期)、 10月(3期)、翌年1月(4期)
固定資産税(償却資産を含む)
4月(1期)、7月(2期)、 12月(3期)、翌年2月(4期)
軽自動車税
5月(全期)

※納期限は各月末日(固定資産税3期は12月28日)で、土・日曜日、祝日にあたる場合は、次の平日。

便利!

税の納付がコンビニエンスストアやインターネットで

昨年から新たな納付方法が加わり、さらに納付しやすくなりました。利用の手続きは不要です。どうぞご利用ください。

●コンビニエンスストアでの納付

納付書1枚につき30万円まで利用できます。ただし、納付期限が過ぎた納付書や汚れなどでバーコードが読み取れない場合は、納付できないことがありますのでご注意ください。

●パソコンによるインターネットバンキングでの納付

対応金融機関は、納税通知書等に同封のチラシをご覧ください。

納付できるのは	
○市県民税	○市営霊園管理料
○固定資産税	○市営住宅使用料
○軽自動車税	○保育園保育料
○国民健康保険税	○入学準備金貸付金償還金
○介護保険料	○自転車等駐車場使用料

さらに便利!

「口座振替制度」は、1回の申し込み手続きで、納付期日に引き落としができます。

問い合わせ ☎334-1115 税制課 収納担当

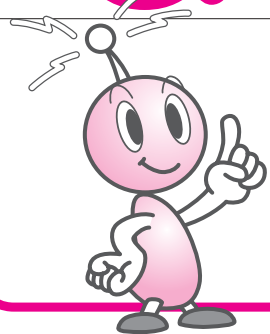
変わった
変わる

税制度

税源移譲

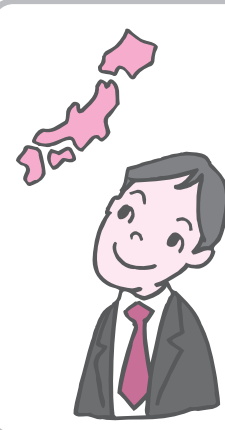
知っておきたい 市県民税

Q & A



日頃、多く寄せられる
質問にお答えします。

Q 市川市の市民税は高いと思うのですが、市区町村によって違いますか？



A 市県民税は、都道府県民税と市区町村民税を合わせて一般に住民税と呼ばれています。市県民税には、誰もが均等に負担する均等割額(4千円)で、うち市民税が3千円、県民税が千円と、所得に応じて負担する所得割額(市民税6%、県民税4%)があり、全国共通です。従って、あなたの所得や、家族構成などが同じであれば、負担する市県民税額は全国どこでも同じ額になります。

Q 今年の3月31日に他市から市川市に引っ越してきましたが税金はどのように納めるのですか？



A 市県民税は、その年の1月1日現在住んでいた市町村で課税されることになっています。平成19年3月31日に市川市に引っ越してこられた場合、平成19年度の市県民税は平成19年1月1日の時点で住んでいた市町村に全額納めることになります。

Q 給与から市県民税が毎月差引きされているのに、自宅にも納付書が届いたのはなぜですか？

A 市県民税は、前年のすべての所得が課税対象となっています。給与から天引きされているものの以外に所得がある場合、自宅へ納税通知書(普通徴収)をお送りしています。なお、自宅に届いた納税通知書の税額についても、給与から差し引いて納める方法(特別徴収)に切り替えることもできます(退職所得分離課税は除く)。

Q 所得額がいくらまでなら夫(親または子)は税の扶養控除が受けられますか？



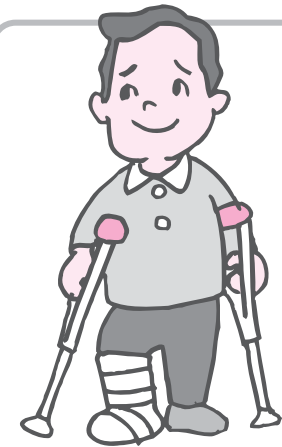
A 年間の被扶養者の合計所得金額が38万円(給与収入のみの場合は年収103万円)以下であれば、税の扶養控除を受けることができます。ただし、健康保険や会社から支給される家族手当等の扶養に該当するかどうかは、税の扶養判定とは基準が異なりますので、勤務先などへ問い合わせてください。

Q パートで仕事をしていますが税金はどのようになりますか？



A パートで得た収入は、年収が100万円を超えると、市県民税の課税対象となります。ただし、実際に税金がかかるかどうかについては、所得控除等(社会保険料控除、生命保険料控除等)の有無などで異なります。

Q 医療費がいくらかかると医療費控除が受けられますか？



A 前年中に支払った医療費(領収証と、交通費は家計簿などからのメモが必要)から、補填される保険金などを差し引いた金額が一般的には10万円を超えた部分について控除の対象になります。なお、医療費控除の上限は200万円です。

Q 障害者に対する税金の軽減措置を教えてください



A あなたやあなたの配偶者、その他の親族(配偶者控除や扶養控除を受ける人)に限るが、障害者や特別障害者である場合、身体障害者手帳などの各種手帳、または介護保険に係る認定書などの提示により、1人につき26万円(特別障害者の場合は30万円、扶養親族

Q 年金にも税金はかかりますか？



A 厚生年金、国民年金、恩給など公的年金等は、その年の収入額から「公的年金等控除額」を差し引いた後の額が、課税対象となります。

が同居の場合は23万円を加算)の控除を受けることができます。また、本人が障害者の場合は、合計所得金額が125万円以下であれば、市県民税はかかりません。

■公的年金等控除

年齢	公的年金等の収入額	公的年金等控除額
65歳以上	330万円以下	120万円
	330万円超 410万円以下	収入金額×25%+37.5万円
	410万円超 770万円以下	収入金額×15%+78.5万円
	770万円超	収入金額×5%+155.5万円
65歳未満	130万円以下	70万円 (公的年金等の収入金額が70万円に満たない場合には、その金額)
	130万円超 410万円以下	収入金額×25%+37.5万円
	410万円超 770万円以下	収入金額×15%+78.5万円
	770万円超	収入金額×5%+155.5万円

※年齢は、前年の12月31日現在。